

JIS

金属板製 18 リットル缶

 JIS Z 1602 : 2003

(JF18TU/JSA)

(2008 確認)

平成 15 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 橋 輝 男	早稲田大学
(委員)	岩 橋 俊 彦	社団法人日本産業車両協会
	稲 束 原 樹	社団法人日本ロジスティックシステム協会
	内 田 敏	味の素株式会社
	梅 津 陽 一	社団法人日本船主協会
	興 梠 允 駿	社団法人日本産業機械工業会
	佐々木 春 夫	社団法人日本包装技術協会
	下 田 邦 夫	社団法人全日本トラック協会
	西 重 樹	日本貨物鉄道株式会社
	西 本 徳 生	厚生労働省
	筒 井 善 次	株式会社日通総合研究所
	福 本 博 二	社団法人日本パレット協会
	丸 山 研 一	国土交通省
	山 下 廣 行	国土交通省
	山 田 秀次郎	社団法人日本航空宇宙工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.4.14 改正：平成 15.3.20

官 報 公 示：平成 15.3.20

原 案 作 成 者：全国十八リットル缶工業組合連合会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3 丁目 2-10 鉄鋼会館 TEL 03-5640-4041)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会：物流技術専門委員会(委員長 高橋 輝男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊄)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示していましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、全国十八リットル缶工業組合連合会(JF18TU) / 財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS Z 1602:1995 は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 品質	1
3.1 外観	1
3.2 衛生性	1
3.3 性能	1
4. 構造	2
4.1 缶胴	2
4.2 天板及び地板	2
4.3 押形	2
4.4 充てん孔，口金及びふた	2
4.5 手環	3
4.6 塗装及び印刷	3
5. 形状・寸法・質量・容量	3
6. 材料	4
7. 試験	4
7.1 非危険物用 18 リットル缶の試験	4
7.2 危険物用 18 リットル缶の試験	4
7.3 手環取付け強度試験	6
8. 検査	6
9. 表示	6
解 説	7



金属板製 18 リットル缶

18 liter metal cans

1. 適用範囲 この規格は、油脂・石油・塗料・化学薬品・食料品などの非危険物及び液体又は固体の危険物の輸送並びに貯蔵容器として、一般に用いられる金属板製 18 リットル缶（以下、缶という。）について規定する。

備考1. この規格でいう危険物とは、次に示す法令の適用を受けているものをいう。

- a) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
 - b) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - c) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
 - d) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
2. この規格でいう液体又は固体は、関連法の規定による。
3. この規格でいう危険等級とは、関連法によって次のとおり読みかえる。
- | | |
|--------------|------|
| a) 船舶安全法 | 容器等級 |
| b) 消防法 | 危険等級 |
| c) 毒物及び劇物取締法 | 包装等級 |
| d) 航空法 | 容器等級 |

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 3303 ぶりき及びぶりき原板

JIS G 3315 ティンフリースチール

JIS G 3532 鉄線

JIS Z 1607 金属板製ふた・口金

JIS Z 3282 はんだ - 化学成分及び形状

3. 品質

3.1 外観 缶は、天板、地板の巻締め及び缶胴の接合が良好で、ひずみ、きず、しわ、さび、その他使用上有害な欠点があってはならない。

3.2 衛生性 食料品に使用する缶は、食品衛生法の食品、添加物などの規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に適合しなければならない。

3.3 性能

a) 気密性 非危険物用は 7.1.1 の試験を行ったとき、漏れ及び変形があってはならない。危険物用は 7.2.1 の試験を行ったとき、漏れがあってはならない。